

是非
ご確認下さい!

上郡町商工会からのお知らせ

重要!

上郡町内で事業所・店舗を営業する法人または個人の皆様へ

上郡町プレミアム付商品券 取扱店の募集について

10月からの消費税10%への引き上げに伴う消費の落ち込みが懸念されています。そのため2019年度分の住民税(均等割)が課税されていない方や、学齢が3歳未満の子どもがいる子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、上郡町が『上郡町プレミアム付商品券』を販売します。対象となる方には下記のとおり上郡町から「購入希望申請書」又は「商品券購入引換券」が送付されます。

上郡町商工会は上郡町の委託を受け、商品券の取扱い事業所の「募集登録」と商品券の「換金事務」を行います。

取扱対象事業所

上郡町プレミアム付商品券取扱いの対象となるのは、上郡町内で営業する法人・個人の店舗・事業所のうち本実施要領に掲げる「取扱店登録申込書」の提出があった登録店とします。「取扱店登録申込書」と「実施要領」は上郡町商工会窓口でお渡し致します。尚、「実施要領」については適切な事業遂行の為、適時改定する場合がございます。

上郡町プレミアム付商品券の概要

■購入対象者

①と②の両方対象者は両方の条件で購入が可能

① 平成31(2019)年度の住民税が課税されていない人で購入希望申請書を提出した人

購入対象者①の対象外

- 課税されている人に扶養されている人
- 生活保護の受給者

② 学齢が3歳未満の子どもがいる世帯の世帯主

(平成28(2016)年4月2日～令和元(2019)年9月30日までに生まれた子ども)

※①は平成31(2019)年1月1日時点で、②は令和元(2019)年6月1日時点で、住民票がある市区町村からプレミアム付商品券の購入引換券が交付されます。

■購入限度額

購入対象者①の場合

- ・1人につき、2万円の支払いで、2万5千円分の商品券

購入対象者②の場合

- ・対象児童1人につき、2万円の支払いで、2万5千円分の商品券

↓↓↓ 裏面もご覧ください ↓↓↓

- 販売期間 令和元年10月1日(火)から令和2年2月20日(木)まで。(完売次第終了)
- 販売場所 上郡町役場 特設販売所(赤穂郡上郡町大持278) 電話0791-52-1116(担当)
- 使用期間 令和元年10月1日(火)から令和2年2月29日(土)までとし、有効期間を過ぎた商品券は無効となります。
また、期間を過ぎたために無効となった上郡町プレミアム付商品券の払い戻しには応じません。一度購入されると払い戻しは出来ません。

使用済み商品券の換金等の取扱い

- 換金負担金 上郡町プレミアム付商品券取扱登録店からの換金手数料の徴収はありません。
- 換金日と
換金方法 令和元年10月1日(火)から令和2年3月6日(金)までの土・日・祝祭日・12/30・12/31・1/1・1/2・1/3を除く、平日の午前8時30分から午後5時30分まで。換金請求書と使用済み商品券を商工会に提出し枚数と真券であるかを確認の上、銀行渡りの小切手にて支払いを行います。
- 取扱いに係る
注意事項 取扱対象事業所は見本券と照合し、適正な真券であるか十分確認する義務を負います。偽造券が使用された場合、直ちに上郡町並びに上郡町商工会に通報し、回収した偽造券を引き渡します。その場合の偽造券に対する小切手での対価の支払はしません。換金時に発覚した場合も同様の扱いとします。
- 登録の抹消等 取扱対象事業所が、実施要領(別紙・商工会窓口での配布)に違反した場合には、商工会はその登録を抹消することができます。
- 申込方法と
申込期日 上郡町プレミアム付商品券の取り扱いを希望する事業所は、「取扱店登録申込書」に必要事項を記入の上、8月13日(火)の午後5時までに上郡町商工会へ提出して下さい。他にも取扱いに係る注意事項がございますので、詳細につきましては下記にお問い合わせ下さい。
申込期日後の取扱店の登録申し込みは可能としますが、商品券の販売時に配布する取扱店一覧表には事業所名・店舗名の記載はされません。

お問い合わせ

上郡町商工会 赤穂郡上郡町大持278
業務時間 午前8時30分～午後5時30分(土・日・祝日は閉所)
電話番号 0791-52-3710

広報かみごおり6月号・7月号に、上郡町プレミアム付商品券のご説明が掲載されています。商品券ご購入対象者の皆様につきましては上郡町よりご連絡が届きます。広報かみごおり紙面も合わせてご確認ください。